

看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に関する取り組み事項

(施設基準、算定要件において掲示内容が示されているもの)

1. 他職種との業務分担

看護補助者、医師事務作業補助者、薬剤師、臨床工学技士、診療放射線技師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、患者支援センター、栄養科との業務分担

2. 短時間正職員制度

育児や介護の理由により、短時間勤務(6時間以上)でも正職員として看護師の雇用を行っている。また、出退勤時間も6時間勤務の中で、自由に調整できる。

3. 子育て、介護を必要とする看護職員への配慮

子育てや介護を必要とする看護職員に対して、希望する職員には夜勤回数を少なくし、また、夜勤のない部署への異動などを行っている。更に時間外が発生しないように業務量の調整をする。

4. 夜勤の完全免除

本人の希望により、妊娠中より夜勤の完全免除を実施している。

5. 変則2交代制の導入

6. 仮眠室の設置、部屋の防音、ベッドを簡易式から常設式へ

7. 土曜日休診による完全週休2日制の導入

8. 役割分担推進のための会議・委員会の設置

(令和6年12月1日)